

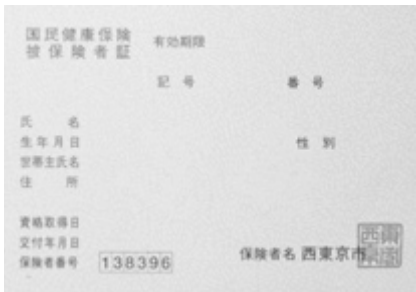


保険・年金

■国民健康保険被保険者証(保険証)更新

～ 1人1枚のカードになります～
10月1日から有効の保険証(個人カード型)を9月中旬ごろから世帯主あてに配達記録郵便でお送りします。不在のときは、不在票が投函されますので、直接郵便局へお問い合わせください。ただし、郵便局での保管期間経過後は健康年金課国保加入係のみでの受け取りになりますので、身分を証明するもの(免許証・パスポート・旧保険証・医療証等)を持参してください。
郵便局の配達事情により2週間程度かかる場合もありますのでご了承ください。

□新しい保険証
一般被保険者...サーモンピンク色
退職者医療制度該当者...若草色
□有効期限 10月1日～平成21年9月30日
ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。
(1) 老人保健制度該当者で、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度へ移行する方、またはその後75歳になられる方
(2) 退職者医療制度該当者で、平成20年4月1日時点で65歳以上の方、またはその後65歳になられる方
(3) 退職者医療制度該当者で、平成19年10月2日以後75歳になられる方
(4) 西東京市の国民健康保険加入者で、当市に住民票がない学生の方
詳細は、新しい保険証に同封される「お知らせ」をご覧ください。
新しい保険証は、従来のものより小型です。持ち運びが便利になった反面、紛失等の危険性もありますので、保管にはご注意ください。
健康年金課 田(☎460-9822)



新しい保険証

■年金時効特例法が施行

従来は、再度の調査により年金記録が訂正され、年金が増額した場合

■10月の車座集会(タウンミーティング)

市民の皆さんのご提案やご意見を、市長が直接お聞きする車座集会を開催しています。
当日直接会場へお越しください。車での来場も遠慮ください。

とき	ところ
10月20日(土) 午後2時から 最大2時間	保谷公民館 第2会議室

秘書広報課 田(☎460-9803)

も、時効消滅により直近の5年間分の年金に限りお支払いしていました。しかし、今般年金時効特例法が施行となり、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含め、本人または遺族の方へ全額をお支払いすることになりました。
□手続き
(1) 今後年金記録が訂正される方
記録の訂正の手続き以外に特別な手続きは必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行います。
(2) すでに年金を受給開始しており、かつ年金記録の訂正をしている方
「時効特例給付支払手続用紙」等をお近くの社会保険事務所に提出してください。
9月から、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します。
すぐに手続きしていただく場合には、用紙を社会保険庁 HP (http://www.sia.go.jp/) からプリントアウトしていただくか、下記社会保険事務所から取り寄せてください。
時効特例給付の手続きについては、下記社会保険事務所、またはねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)まで。
田武蔵野社会保険事務所(☎0422-56-1411)
健康年金課 田(☎460-9825)

高齢者福祉

■敬老金をお贈りします

市では、敬老と長寿をお祝いし、敬老金をお贈りしています。対象の方には、はがきを郵送します。
□年齢要件基準日 平成19年9月15日
□贈呈方法 各地区の民生委員または市職員が9月6日(木)～15日(土)に直接自宅にお届けします。

	対象年齢	金額
77歳	昭和4年9月17日～昭和5年9月16日に生まれた方	10,000円
88歳	大正7年9月17日～大正8年9月16日に生まれた方	10,000円
100歳	明治39年9月17日～明治40年9月16日に生まれた方	50,000円

高齢者支援課 保(☎438-4028)



■老人クラブに加入してみませんか!

～生きがい・健康・地域の仲間づくり～
あなたも老人クラブの会員になって、心身の健康保持と仲間づくり活動に参加し、いきいきとした高齢期の生活を送りませんか。
市内には、47の老人クラブがあり、おおむね60歳以上の皆さんが、活動中です。多年にわたり培った経

験・知識を活かし市内の各地で「生活の充実」と「地域への貢献」を積極的に進め、高齢者が安全で安心できるまちづくり等、幅広い地域活動に取り組んでいます。
お近くの老人クラブを紹介しますので、お気軽にお問い合わせください。
高齢者支援課 保(☎438-4028)

■介護予防講座開催

バランスの取れた食事を摂ることで、低栄養状態等に陥ることを予防する「お食事から元気講座(栄養改善)」の介護予防講座を開催します。
時10月18日～12月27日 隔週木曜日
午前9時30分
場消費者センター
対要介護・要支援の認定を受けていない市内在住の満65歳以上の方
定20人
用はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号・希望する講座名・会場を明記し、9月7日(金)(必着)までに、〒202-8555市役所高齢者支援課地域支援係「介護予防講座」担当へ郵送
応募多数の場合抽選
高齢者支援課 保(☎438-4028)

障害者福祉

■新しい障害受給者証の交付

9月1日～平成20年8月31日まで有効の新しい障害受給者証をお送りしました。更新により一部の方の負担者番号が変更されていますので、受診の際は必ず新しい障害受給者証を医療機関等に提示してください。(古い受給者証は両庁舎の障害福祉課へ返却してください)
対医療費助成を受けられる方は、身体障害者手帳1・2級(内部障害の方は3級を含む)または愛の手帳1・2度に該当する方。ただし、次の方は対象外となります。
※所得制限の基準額を超えている方(基準額は下表のとおり。基準額を超えた方には助成事由消滅通知書を郵送)
※医療保険未加入の方
※生活保護を受けている方
※公費により医療費が支給される施設に入所している方
※65歳以上になってから身体障害者手帳や愛の手帳を取得された方
※新規申請時65歳以上の方(都外からの転入者等で対象になる場合があります)
※老人保健法の医療受給者証をお持ちの方で住民税が課税されている方
所得制限基準額(平成19年9月1日～平成20年8月31日)

扶養親族の数	基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

障害福祉課 保(☎438-4035)

■C型肝炎インターフェロン治療医療費助成制度10月開始

ウイルス肝炎は、インターフェロン療法等の開発で、治療も期待でき

るようになりました。東京都では、C型肝炎インターフェロン治療医療費助成制度を10月より開始します。
対都内に1年以上住所があり、都が指定する肝臓専門医療機関でC型肝炎のインターフェロン治療が必要と診断された方
□内容 インターフェロン治療にかかる保険診療(入院・外来)の医療費のうち、限度額(一医療機関ごとに、入院・外来別に月額35,400円)を超えた金額を1年間助成
住民税非課税世帯の方は自己負担なし
入院時の食事療養・生活療養標準負担額は患者負担
B型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成制度は9月30日で終了します。
田9月3日(月)から障害福祉課で受付を開始します。
障害福祉課 保(☎438-4035)

■都営交通無料乗車券の更新

9月3日から更新ができます。申請の際に、顔写真は不要になりました。
対身体障害者手帳 愛の手帳
被爆者手帳 戦傷病者手帳所持者で、有効期限が平成19年9月30日になっている都営交通無料乗車券(パス)をお持ちの方
□必要なもの
(1) 上記～いずれかの手帳
被爆者手帳所持者は、手帳の外に「健康管理手当証書」または「被爆者援護法第11条に規定する医療給付認定書」が必要
(2) 現在お持ちの無料乗車券
□受付開始 9月3日(月)
なお、有効期限が平成20年9月30日になっている方の更新は来年です。
障害福祉課 田(☎464-1311 内線1561)・ 保(☎438-4035)

子育て支援

■乳幼児医療費助成制度

～現況届の提出はお済みですか～
現在、有効期間が9月30日までの医療証お持ちの方で「現況届」を提出されていない方は、至急提出してください。「現況届」が提出されない場合は、10月以降の医療証が交付できませんのでご注意ください(現況届は7月下旬に送付します。届いていない場合は至急連絡してください)
なお、10月以降、健康保険に加入している義務教育就学前の乳幼児のお子さんは全員対象となりますので、8月末で医療証の有効期間が切れた方や現在医療証をお持ちでない方は、9月中に申請してください。
田子育て支援課(田無庁舎1階)・市民課総合窓口係(保谷庁舎1階)
子育て支援課 田(☎460-9840)



■ファミリー・サポート・センター

地域の中で子どもを預かたい方(ファ